

過疎地域における固定資産税課税免除取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、函館市過疎地域産業振興促進区域における固定資産税の課税の特例に関する条例（令和3年函館市条例第62号。以下「条例」という。）に規定する課税の免除に関する具体的な事務処理およびその他必要な事項を定めるものとする。

(課税免除の申請および通知)

- 第2条 条例第3条の規定（第6条において準用される場合を含む。）により固定資産税の免除を受けようとする者は、別記第1号様式の申請書を市長に提出しなければならない。
- 2 条例第2条または第6条に規定する工業生産等設備を取得等した日以後最初に課税免除の申請を行うときは、前項に規定する申請書に別紙1に掲げる書類を添付するものとする。
- 3 市長は、前2項による適切な申請があったときは内容を審査し、固定資産税を免除すると決定をしたときは別記第2号様式その1により、免除しないと決定したときは別記第2号様式その2により申請者に通知するものとする。

(地位の承継の申請および通知)

- 第3条 条例第4条の規定により課税の免除を受けている者の地位の承継の承認を受けようとする者は、別記第3号様式の申請書を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の申請があったときはその内容を審査し、地位の承継について承認する、または、承認しないを決定し、別記第4号様式により申請者に通知するものとする。

(課税免除の取り消しの通知)

第4条 市長は、条例第5条の規定により課税免除の決定を取り消したときは、別記第5号様式により当該課税免除の決定を取り消された者に通知するものとする。

附 則

この要綱は、令和3年9月13日から施行する。

別紙1（第2条関係）

- 1 工業生産等設備の取得等に係る事業の概要を示す書類
- 2 取得等（取得または製作もしくは建設をいい、建物およびその附属設備にあっては改修（増築、改築、修繕または模様替をいう。）のための工事による取得または建設を含む。以下同じ。）に係る工業生産等設備について、事業の用に供した日、取得価格、耐用年数および特別償却の有無を明らかにする書類（添付できない場合は、個人の場合にあっては当該課税免除を受けようとする年の3月15日、法人の場合にあっては当該設備を事業の用に供した日の属する事業年度の終了した日から2か月を経過する日までに提出する。）
- 3 生産工程または作業工程の概要を示す書類および図面
- 4 工業生産等設備の新設または増設が課税免除要件となる資本金の額が5,000万円を超える法人のうち、製造の事業の用に供するための工業生産等設備の取得等であるときは、新設または増設した設備に係る生産額（増加生産額）を示す書類（個人の場合にあっては当該課税免除を受けようとする年の3月15日、法人の場合にあっては当該設備を事業の用に供した日の属する事業年度の終了した日から2か月を経過する日までに提出する。）
- 5 定款（法人に限る。）
- 6 確定申告書の写しまたは税務署長が発行する青色申告証明書
- 7 事業場の位置図、事業場内の配置図、建物の各階平面図、設備配置図および建物の立面図
- 8 土地の取得年月日を示す売買契約書または登記簿の写し
- 9 対象施設が風俗営業または風俗関連営業の用に供する施設でないことの申出書（旅館業に限る。）
- 10 その他課税免除に当たって必要な書類

課 税 免 除 申 請 書

取得等をした者	住所(所在地)					
	氏名(名 称)					
取得等に係る事業場	所 在 地					
	名 称					
業 種						
課 税 免 除 予 定期 間		(元号) 年度 ~ (元号) 年度				
当該申請に係る課税免除年度		(元号) 年度				
事業の用に供した年月日		(元号) 年 月 日				
取得等に係る一の生産設備を構成する償却資産の取得価格の合計額		円				
適用資産の明細	種 別	名 称	数量(面積)	取得価格(円)	取得時期(年月日)	備 考
	建 物					
		小 計				
	附 属 設 備					
		小 計				
	機 械 お よ び 装 置					
		小 計				
合 計						
取得等した家屋の敷地となる土地の明細		所 在 地 番	面 積	取得価格(円)	取得時期	
					年 月 日	
		合 計				
取得等した設備に係る雇用者数				人		
<p>上記のとおり、課税免除の申請をします。</p> <p style="text-align: center;">(元号) 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">申請者 <u>住所(所在地)</u></p> <p style="text-align: right;">氏名(名 称)</p> <p style="text-align: center;">函館市長 様</p>						

工業生産等設備を取得等した日以後最初に課税免除の申請をするときは、次に掲げる書類を添付してください。

- (1) 工業生産等設備の取得等に係る事業の概要を示す書類
- (2) 取得等に係る工業生産等設備について、事業の用に供した日、取得価格、耐用年数および特別償却の有無を明らかにする書類（添付できない場合は、個人の場合にあっては当該課税免除を受けようとする年の3月15日、法人の場合にあっては当該設備を事業の用に供した日の属する事業年度の終了した日から2か月を経過する日までに提出してください。）
- (3) 生産工程または作業工程の概要を示す書類および図面
- (4) 工業生産等設備の新設または増設が課税免除要件となる資本金の額が5,000万円を超える法人のうち、製造の事業の用に供するための工業生産等設備の取得等であるときは、新設または増設した設備に係る生産額（増加生産額）を示す書類
- (5) 定款（法人に限ります。）
- (6) 確定申告書の写しまたは税務署長が発行する青色申告証明書
- (7) 事業場の位置図、事業場内の配置図、建物の各階平面図、設備配置図および建物の立面図
- (8) 土地の取得年月日を示す売買契約書または登記簿の写し
- (9) 対象施設が風俗営業または風俗関連営業の用に供する施設でないことの申出書（旅館業に限ります。）
- (10) その他課税免除に当たって必要な書類

※「減価償却資産明細書」や「固定資産台帳」の写し等
（資産名称、取得年月、取得価額、耐用年数、数量）

固定資産税課税免除通知書

申 請 者		住所(所在地)			
		氏名(名 称)			
取得等に係る事業場		所 在 地			
		名 称			
区 分	年度	納税通知書番号	当 初 課 税	課税免除税額	差引納付税額
			円	円	円
			円	円	円
			円	円	円
合 計			円	円	円

(元号) 年 月 日付申請のあった課税免除について、上記のとおり決定したので、通知します。

(元号) 年 月 日

函館市長

様

この処分について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に書面をもって函館市長に対して審査請求をすることができます。

この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に函館市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、

- ①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき
 - ②処分、処分の執行または手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき
 - ③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき
- は、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

課税免除不承認通知書

申 請 者	住所(所在地)		
	氏名(名 称)		
取得等に係る事業場	所 在 地		
	名 称		
対 象 年 度	令和 年度	納税通知書番号	
<p>(元号) 年 月 日付申請のあった課税免除について、課税免除の規定に該当しないので、承認できません。</p> <p>(元号) 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">函館市長</p> <p style="text-align: center;">様</p>			

この処分について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に書面をもって函館市長に対して審査請求をすることができます。

この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に函館市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、

- ①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき
 - ②処分、処分の執行または手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき
 - ③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき
- は、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

地 位 承 継 申 請 書

（元号） 年 月 日

函館市長 様

申請者 住所(所在地)
氏名(名称)

課税の免除を受けている者の地位を承継したいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 課税の免除を受けている者の住所（所在地）および氏名（名称）

2 新施設の名称

3 承継年月日および承継の理由

関係書類 事業を承継していることが確認できる書類

地位承継承認書

(元号) 年 月 日

様

函館市長

(元号) 年 月 日付申請のあった指定事業者の地位および課税免除の地位承継については、承認

した しない

 ので、通知します。

この処分について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に書面をもって函館市長に対して審査請求をすることができます。

この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に函館市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、

- ①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき
 - ②処分、処分の執行または手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき
 - ③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき
- は、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

固 定 資 産 税 課 税 免 除 取 消 通 知 書

（元号）年 月 日付けで通知しました課税免除につきまして、取り消しましたので通知します。

取得等をした者	住所(所在地)	
	氏名(名 称)	
取得等に係る事業場	所 在 地	
	名 称	
取 消 の 理 由		
（元号） 年 月 日 <div style="display: flex; justify-content: space-between; width: 80%; margin: auto;"> 函館市長 </div> 様		

この処分について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に書面をもって函館市長に対して審査請求をすることができます。

この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に函館市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、

- ①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき
 - ②処分、処分の執行または手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき
 - ③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき
- は、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。